

【ご案内】



所得税は源泉徴収しているけれど、
個人住民税の特別徴収はしていないということはありませんか？

個人住民税は特別徴収で納めましょう

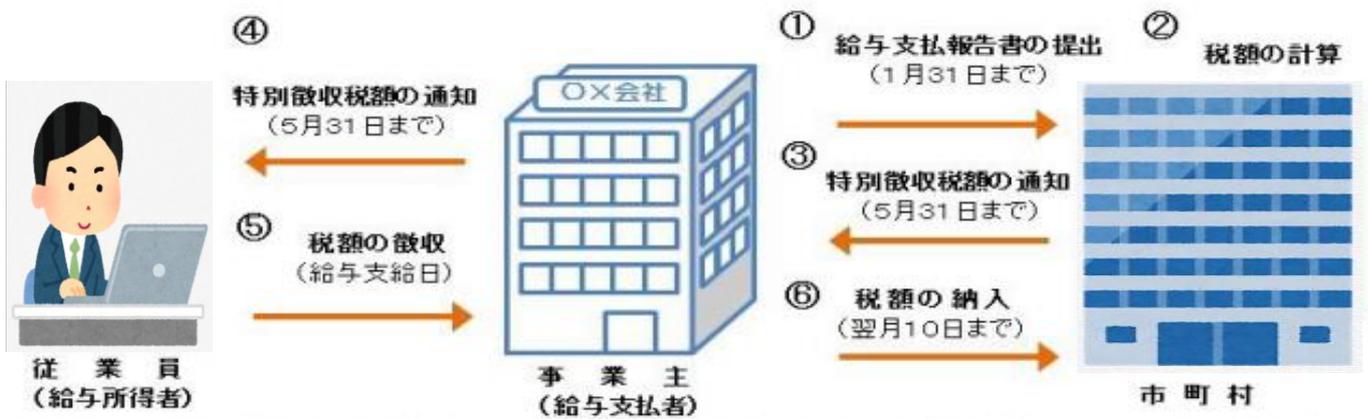
個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（給与所得者）の個人住民税を毎月の給与から天引きし、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村へ納入していただく制度です。

従業員の皆様にとって便利な制度です

- ◆納税のために金融機関等に出かける手間が省けます。
- ◆うっかり納め忘れる心配がありません。
- ◆従業員ご自身が年4回払い（普通徴収）で納めるより、年12回払いの特別徴収の方が1回あたりの負担が少なくなります。

特別徴収のしくみ



- ◆毎年5月に事業主（給与支払者）あてに、『特別徴収税額決定通知書』をお送りしますので、毎月の給与からその税額を徴収していただき、給料日の翌月の10日までに各従業員（給与所得者）の住所地の市町村に納入していただきます。
- ◆従業員が常時10人未満の事業所の場合、市町村に申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする特例制度があります。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（給与所得者）の個人住民税を特別徴収することが、法律で義務づけられています。

（地方税法第321条の4）

※個人住民税＝個人市民税及び個人県民税

裏面もご覧ください

個人住民税特別徴収についてのQ & A

Q 特別徴収はどうしてもやらなければなりませんか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが地方税法第321条の4及び市町村条例により義務づけられていますので、実施していただく必要があります。

Q 経理事務の担当者もいないので特別徴収する余裕がないのですが？

A 経理担当者がいないことや経理事務の負担が増えるといった理由で、特別徴収を行わないことは認められません。個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収のように税額計算や年末調整を行う必要はなく、難しいものではありませんので、ご理解をお願いします。

Q パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければいけませんか？

A 従業員が前年中に給与の支払を受けており、かつ、当該年度の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収することとされています。パートやアルバイトの従業員であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収していただくことになります。

Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが・・・

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q 事業主が特別徴収した個人住民税は、従業員が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

A 個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することができます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は、手数料がかかる場合があります。

【お問い合わせ先】

能代市役所税務課市民税係

〒016-8501

秋田県能代市上町1番3号

TEL：0185-89-2126

FAX：0185-89-1764